

令和4年度市町村事業費納付金の算定結果について

国から提示された確定係数（公費や被保険者1人あたりの負担額など）に基づいて、納付金額を算定した。

1. 算定方法（算定方法の詳細は資料1_別紙1参照）

（1）令和4年度保険給付費等の県全体の歳出を推計

＜今回算定の主な特徴＞

- ・団塊世代の後期高齢者医療制度移行により被保険者数が前年比5.6%減となったこと、また令和4年度診療報酬がマイナス改定となった影響で保険給付費総額は減少した。
- ・今回算定から、出産育児一時金（事務費含む）、葬祭費及び審査支払手数料（レセプト電算処理システム手数料、特別療養費手数料を含む）を保険給付費に含めて推計した。

（2）県全体の歳出から、定率国庫負担金及び前期高齢者交付金、県の繰入金等を差引いて、県全体で必要な納付金総額を算出

＜今回算定の主な特徴＞

- ・前期高齢者交付金の減少、被保険者数の減少等の影響で1人あたり納付金額が増加。
- ・昨年度納付金算定において、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等を考慮し、過年度決算剰余金を充当することで納付金総額を抑制しており、今回の算定では、（抑制をした）昨年度の1人あたり納付金額と今回算定を比較し、1人あたり保険給付費の伸び率程度となるまで過年度決算剰余金を充当することで1人あたり納付金額の急激な増加を抑えた。

		R4納付金算定	R3納付金算定	前年度比
歳出A	保険給付費等（医療費等）	64,393,504千円	66,724,508千円	▲3.5%
	後期高齢者支援金等	10,928,231千円	11,147,274千円	▲2.0%
	介護納付金	3,634,327千円	3,682,936千円	▲1.3%
歳入B	前期高齢者交付金等	31,716,145千円	33,948,433千円	▲6.6%
	公費等	23,836,392千円	23,886,680千円	▲0.2%
	過年度決算剰余金	993,927千円	745,684千円	33.3%
市町村納付金総額（A-B）※		22,409,598千円	22,973,921千円	▲2.5%

※この時点での市町村納付金総額は、激変緩和実施後に該当市の納付金額から控除することとなっている経営努力経過措置分(国費)を控除する前の金額となっている。

（3）県全体で集める納付金総額を所得及び人数（世帯数）のシェアに応じて市町村ごとに按分

（4）激変緩和措置の実施

- ① 平成28年度と令和4年度の1人あたり納付金額を比較する。一定割合以上増加すると見込まれる場合、激変緩和用の公費を活用し、一定割合まで納付金額の引き下げを行う。
- ② 一定割合を18.9%と設定し激変緩和措置を行ったところ舟橋村のみが激変緩和措置の対象となり、活用した公費に残額が発生。
- ③ 残額はすべて激変緩和措置（一定割合の引き下げ）に活用することで市町村と合意しているため、公費の残額を全て激変緩和措置（一定割合の引き下げ）に活用した結果、激変緩和措置の対象は7市町村となった。

2. 算定結果

納付金総額を被保険者数で除した県全体での1人当たり納付金は127,675円となった。

昨年度との比較では、前期高齢者交付金の減少や団塊世代が後期高齢者医療制度に本格移行する初年度で、被保険者数の減少幅が大きく、1人あたり負担額の増加傾向が見受けられたため、過年度決算剰余金を活用し、保険給付費等の自然増程度まで1人あたり納付金額を減少させたことで、4,181円の増となった。(なお増加分のうち約1,300円は令和4年度納付金から審査支払手数料等を保険給付費に含めた影響によるもの。)

市町村	令和4年度納付金【A】			令和3年度納付金【B】			【A】 - 【B】	
	納付金総額 (単位:千円)	1人当たり納付金 (単位:円)	順	納付金総額 (単位:千円)	1人当たり納付金 (単位:円)	順	納付金総額 (単位:千円)	1人当たり納付金 (単位:円)
富山市	8,422,572	127,806	8	8,707,818	125,415	5	▲ 285,246	2,391
高岡市	3,622,215	125,514	10	3,676,391	120,423	10	▲ 54,176	5,091
魚津市	965,448	138,217	1	1,013,925	133,236	1	▲ 48,477	4,981
氷見市	1,007,295	114,219	15	1,037,185	109,813	15	▲ 29,890	4,406
滑川市	687,646	130,162	5	688,303	124,670	6	▲ 657	5,492
黒部市	879,135	129,915	6	889,582	124,556	7	▲ 10,447	5,359
砺波市	1,027,108	128,260	7	1,012,489	123,039	8	14,619	5,221
小矢部市	685,102	131,371	4	714,028	125,931	4	▲ 28,926	5,440
舟橋村	42,227	122,753	13	38,195	117,161	13	4,032	5,592
上市町	436,200	122,219	14	454,383	117,018	14	▲ 18,183	5,201
立山町	542,392	123,777	12	538,902	119,676	12	3,490	4,101
入善町	594,030	135,747	2	592,086	130,100	2	1,944	5,647
朝日町	295,948	124,557	11	295,147	120,419	11	801	4,138
南砺市	1,254,218	134,457	3	1,306,765	128,492	3	▲ 52,547	5,965
射水市	1,948,062	127,249	9	2,008,722	121,226	9	▲ 60,660	6,023
県全体	22,409,598	127,675	-	22,973,921	123,494	-	▲ 564,323	4,181

(参考) 激変緩和実施後に該当市において控除する経営努力経過措置分反映後の県全体

県全体	22,289,349	126,990	-	22,790,422	122,508	-	▲ 501,073	4,482
-----	------------	---------	---	------------	---------	---	-----------	-------

3. 保険料(税)について

市町村の保険料(税)については、県が示す納付金から市町村ごとに異なる保健事業費や保険者努力支援制度の公費等を加減算し、年度間の平準化も考慮しながら各市町村で検討・決定していくこととなる。(資料1_別紙2「令和4年度標準保険料率の公表について」は県HPにおいて公表済)

4. その他(富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について)

国民健康保険法の改正により、令和4年度から、政令等に定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることが可能となった。この改正により、決算剰余金が生じた際には、基金に積み立て、急激な医療費の上昇時などに基金から取り崩して納付金の上昇幅を抑える等、複数年での平準化を図ることが可能となるため、富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正した。(令和4年4月1日施行)

従来の決算剰余金の取扱いは、繰越金として特別会計に留保し公費の精算に伴う返還や納付金の減算に活用していたが、令和4年度からは、地方財政法上の決算剰余金の取扱い方法を例に、原則として公費及び前期高齢者交付金精算後の決算剰余金残額の2分の1を財政安定化基金に積み立て、残りの2分の1は翌々年度納付金減算への活用を検討することとする。なお、当年度の保険給付費が不足することが見込まれる場合は、当年度の不足分への充当を優先させることとする。